



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月12日火曜日 第323号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	635
土地収用法に基づく事業の認定.....	(用地課) ...	636
液化石油ガス販売事業者の認定.....	(東予地方局総務県民課防災対策室) ...	637

選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....	(選挙管理委員会) ...	637
政治団体の解散の届出.....	(") ...	638

公営企業公告

全身用X線CT診断装置の借入れ.....	(公営企業管理局総務課) ...	638
----------------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第758号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年7月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
スーパードラッグコスモス北条店	松山市北条辻1130番外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番1号 株式会社NHCC 代表取締役 鈴木 貞男 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22号	令和3年 12月1日	令和4年 7月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第759号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

愛媛県知事 中村時広

1 起業者の名称

社会福祉法人みどり会

2 事業の種類

地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市安城寺町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県松山市安城寺町地内の土地2,630平方メートルを起業地とする「地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、社会福祉法人である起業者が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第9項に規定する短期入所生活介護を行う施設を整備する事業であることから、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当する事業である。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、令和4年6月に開催された理事会において、本件事業を実施することを決定しており、また、本件事業の施行に必要な財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、松山市が令和3年3月に策定した「第8期松山市高齢者福祉計画・松山市介護保険事業計画」に基づく地域密着型介護老人福祉施設の整備計画事業者公募に申請し、選定を受けた事業者である。

松山市では、「高齢者が住み慣れた地域で、笑顔でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本目標とし、「医療・介護・予防・保健・住まい・生活支援」の6つの要素が切れ目なく一体的に提供される「松山型地域包括ケアシステム」を構築・推進している。そして、当該システムを実現するための重点施策として「介護サービスの基盤整備」を掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活を維持していける環境づくりに取り組んでいる。

しかし、今回の起業地が存する久枝地区は、高齢者人口が過去5年にわたり増加しており、今後も継続して増加することが見込まれる地区であるにも関わらず、住み慣れた地域での生活を支援するための地域密着型介護老人福祉施設が整備されていないことから、施設への入所を必要とする高齢者は、住み慣れた土地を離れ、望んでいない不慣れた土地へ移動せざるを得ない状況にある。

本件事業の完成により、地域密着型介護老人福祉施設が整備されることで、当該地区の施設不足が解消され、施設に入所する必要がある高齢者に対し、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう質の高い介護の提供を行うことが可能になる。また、一時的に在宅介護が難しくなった場合等に利用することができる短期入所生活介護施設を複合的に整備することにより、要介護状態の高齢者を自宅で介護する家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることができるほか、利用者の社会的孤立感の解消や、心身機能の維持・向上に寄与するなど、利用者及びその家族のニーズに合わせた一体的な支援が可能となる。

以上のことから、本件事業は、当該地区の地域福祉の増進に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため、環境影響評価は実施していないが、施工に際しては環境に及ぼす影響を最小限に抑制する対策を講じることとしている。

また、本件事業に係る起業地は特定希少野生動植物保護地区外であり、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地外で、保全を要する文化財等も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地の利用状況等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

今後、高齢者人口及び要介護等認定者がますます増加すると見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことのできる施設の整備は急務となっているが、4(3)で述べたとおり、当該地区には地域密着型介護老人福祉施設が一つも整備されておらず、当該地区で施設への入所を必要としている高齢者

は、住み慣れない町での生活を余儀なくされている状況にある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を

すべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松山市役所都市整備部道路河川整備課用地担当窓口

○愛媛県告示第760号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年7月12日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 日 年 月 日
株式会社ジェイ エイ越智今治	桑 田 誠	今治市北宝来町1丁目1 番地5	令和4年 6月29日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年7月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県建設関係支部	井 原 伸	代 表 者	井 原 伸	久 保 陽 生	令和4年5月27日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
税理士による長谷川淳二後援会	小 林 隆 二	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） 長谷川 淳 二 衆議院議員	令和3年12月31日
えひめ産業資源循環協会地区政治連盟	西 山 周	会 計 責 任 者	安 岡 誠 司	水 口 定 臣	令和4年5月30日
大木けんたろう後援会	前 田 陽 一 郎	代 表 者	前 田 陽 一 郎	草 野 康 一	令和4年6月1日
田中エリナ後援会	中 矢 孝 則	主たる事務所の所在地	松山市湊町四丁目11 - 4	松山市湊町四丁目6 - 15	令和4年6月1日
森田ひろし後援会	森 田 幸 治	代 表 者	森 田 幸 治	森 田 博	令和4年6月1日
たぶち紀子と未来へつなぐ会	木 室 陽 一	主たる事務所の所在地	松山市古三津五丁目6 - 9	松山市鉄砲町3 - 5	令和4年6月8日
		代 表 者	木 室 陽 一	安 田 志 ほ	
		会 計 責 任 者	稲 田 光 乃	岡 壽 麻 祐 子	
参政党愛媛支部	寺 川 正 一	主たる事務所の所在地	松山市東野一丁目5 - 18	松山市平井町3157 - 41	令和4年6月20日
日本臨床検査技師連盟愛媛県支部	高 村 好 実	代 表 者	高 村 好 実	檜 垣 里 江 子	令和4年6月25日
宇和島医師連盟	竹 田 一 彦	代 表 者	竹 田 一 彦	増 田 潤	令和4年6月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
森田ひろし後援会	森田幸治	令和4年6月1日
政治結社二代目男塾	影内輝雄	令和4年6月9日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月12日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
全身用X線CT診断装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
全身用X線CT診断装置 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和5年3月1日から令和11年2月28日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
(愛媛県松山市春日町83番地)
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

なお、令和4年7月19日以降は下記住所とする。

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話番号等に変更なし

- (2) 入札書の受領期限
令和4年8月23日（火）午前9時から同月25日（木）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年8月25日（木）午後1時30分
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年8月5日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条

において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3⁽¹⁾に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: X ray CT diagnostic device for whole body , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 25 August 2022
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan . After July 19 2022 , the following addresses will be used , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F 4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan .
TEL 089 912 2794